

令和3年6月11日

## 新型コロナワクチン廃棄事案の発生について

上天草市では、予防接種法第6条第1項に基づき新型コロナワクチンの個別接種を市内医療機関で実施しており、本日、ワクチンを廃棄しなければならない事案が発生しましたので、お知らせします。

市が実施主体であるワクチン接種において、このような事案が発生したことをお詫びいたします。

今後このような事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

なお、詳細は下記のとおりです。

### 記

#### 1 事案の発生日

令和3年6月11日（金）

#### 2 事案の内容

1バイアルのワクチンを規定量の生理食塩液で希釈すると、本来6回分採れるところが、5回分しか採れず適正な希釈であるか確認できなかったため、1バイアル分のワクチンを廃棄しなければならなくなった。

#### 3 事案発生の経緯

ア 市内医療機関から、「1バイアルから6回分採れるところを5回分しか採れなかった。1バイアルのワクチンに1.8mlの生理食塩液を注入し、希釈しなければならなかったが、確認不足により注入した量が把握できなかった。」と市に報告があった。

イ 本市から熊本県ワクチン対策チームに状況を報告するとともに、対応を相談したところ、注入した量が確認できないならばワクチンは廃棄が望ましいとの回答があった。

ウ 本市から市内医療機関の看護師長及び担当看護師に聞き取りを行ったが、注入した量の確認はとれなかった。

#### 4 事案発生の原因

薬液を注射器に準備する際、1人の看護師が生理食塩液1.8mlを準備したが、他の看護師がワクチンのバイアルに生理食塩液を注入する際に、注入量の確認を行わなかった。

#### 5 今後の再発防止策

当該医療機関に対し、再発防止のため、「過誤防止マニュアル」に基づく個別指導を行うとともに、他の医療機関にも注意喚起を行う。

(連絡先)

健康福祉部健康づくり推進課

担当：課長 佐藤、係長 桑畑

電話：0969-28-3376

FAX：0969-56-3307

